

石巻ロイヤル病院 面会規程

（目的）

第1条 本規程は、入院患者の療養生活の質の向上、尊厳の保持及び円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関する基本事項を定めることを目的とする。

なお、本規程は、令和8年度診療報酬改定において「病院の入院基本料の施設基準等の通則」に面会に係る規程の策定が配慮事項（努力義務）として位置づけられたこと、及び「入退院支援加算（1・2・3）の施設基準」において面会規程の策定・周知・定期的見直しが義務要件として規定されたことを踏まえ、これに対応するものとする。

（基本方針）

第2条 面会は患者と家族等の交流が心身の安定に資するものであり、感染対策その他医療上必要な場合等の正当な理由がない限り、不当に制限しないことを基本方針とする。やむを得ず面会を制限する場合であっても、当該制限が必要以上に厳格なものとならないよう配慮する。

2 当院は回復期から慢性期の患者を主な対象としており、家族等の関与が退院後の生活環境の整備、リハビリテーションの継続及び円滑な退院支援に不可欠であることを認識し、可能な限り家族等の面会・参加機会を確保するよう努める。また、長期入院となる患者については、精神的健康の維持の観点からも、家族等との交流機会の確保に特に配慮するものとする。

（面会時間）

第3条 面会時間は原則として次の時間帯とする。

（1） 月曜日～日曜日（祝日を含み、年末年始については別途周知する）

14時00分～19時00分

2 面会時間は1回あたり概ね30分を目安とするが、長期入院患者の場合や患者・家族の希望がある場合には、病棟の混雑状況及び患者の体調に支障がない範囲で、主治医又は病棟師長の判断により延長することができる。

3 退院前カンファレンスへの参加、リハビリテーションへの家族参加その他退院支援上必要と主治医又は病棟師長が認めた場合には、第1項に定める時間帯以外においても面会・参加を許可することがある。

（面会場所）

第4条 面会場所は原則として次の場所とする。

（1） 病室内

（2） 病棟内の面会スペース

（3） その他病院が許可した場所

（面会人数）

第5条 1患者につき同時に入棟できる面会者の人数は原則として3名までとする。ただし、個室利用患者、主治医が終末期と判断した患者、その他主治医又は病棟師長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

（面会者の要件）

第6条 面会者は次の要件全て満たす者とする。

- （１） 発熱・咳・下痢等の体調不良がない者
- （２） 次条に定める「面会を控えていただく場合」に該当しない者
- （３） 第11条に定める感染対策を遵守できる者

2 年齢制限は設けないこととする。ただし、感染症流行期等において乳幼児（概ね就学前）が来棟する場合は、感染リスクについて保護者が十分に認識した上で来棟すること。

なお、感染症の流行状況によっては、感染対策委員会等の判断により乳幼児の入棟を制限する場合があります、その際は受付及び病棟入口への掲示、病院ホームページ等により周知する。

（面会を控えていただく場合）

第7条 次のいずれかに該当する場合は、面会を控えていただくこととする。

- （１） 面会者に発熱（37.5℃以上）、咳、下痢、嘔吐等の症状がある場合
- （２） インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス感染症など、飛沫・接触感染を主とする感染症に現に罹患している場合
- （３） インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、発症後5日が経過し、かつ解熱後2日（小児においては3日）が経過するまでの間
- （４） 同居家族が感染症に罹患しており、医師・保健所等から外出を控えるよう指示を受けている場合
- （５） その他、病院職員が感染リスク等の観点から面会を控える必要があると判断した場合

（面会手順）

第8条 対面による面会は次の手順にて行うこととする。

- （１） 面会者は面会受付にて「面会・入棟等申請書」に必要事項（来棟日時・氏名・連絡先・患者との関係）を記入し、面会受付スタッフへ提出する。
- （２） 面会受付スタッフは申請書の記載内容及び面会者の体調を確認する。
- （３） 面会受付スタッフは患者が面会可能であることを確認した上で、面会者に面会証を渡し、病棟を案内する。
- （４） 面会終了後、面会者は面会証を面会受付にて返却する。
- （５） 病院は、感染症発生時の接触者把握及び面会機会確保の実績管理のため、面会受付記録（来棟日時・面会者氏名・対象患者・滞在時間）を1年間保管するものとする。

（Web 面会）

第9条 Web 面会（ビデオ通話による遠隔面会）については、原則として事前予約制とする。利用を希望する場合は、希望日の前日までに病棟看護師又は総務課へ連絡し、日時・通信方法・実施場所等の調整を行うこと。実施時間帯は原則として第3条第1項に定める面会時間内とする。ただし、患者の急変その他緊急の事情がある場合には、事前予約がない場合においても、主治医又は病棟師長の判断により Web 面会を実施することができる。

2 Web 面会は、遠方に居住する家族等、対面面会が困難な場合の面会機会確保の手段として積極的に活用するものとする。

3 利用方法の詳細は病院ホームページに掲載する。

（荷物の受け渡し等への対応）

第10条 面会を伴わない来院（入院患者への荷物・書類の受け渡し等）については、病棟スタッフへの申し出により対応する。この場合も面会・入棟等申請書へ記載し、医事課において1年間保管するものとする。

2 荷物受け渡し等で来棟する者も、面会・入棟等申請書に記入の上、第6条に定める面会者の要件を遵守すること。

（感染対策）

第11条 面会者（荷物受け渡し等で来棟する者を含む）は次の感染対策を遵守するものとする。

（1） 面会前に手指衛生（手洗い又は手指消毒）を実施する。

（2） 感染対策委員会等が定める感染対策レベルに応じて、マスクの着用その他の感染防止策を実施する。感染対策レベル及びマスク着用の要否は、受付及び病棟内の掲示により確認すること。

なお、疾病・障害・小児等によりマスク着用が困難な場合は、受付時にその旨を申告すること。

（3） 面会中は患者との距離を適切に保つよう配慮する。

	レベル0 通常対応	レベル1 注意対応	レベル2 制限対応	レベル3 一時的制限
流行状況	地域流行なし 院内発生なし	地域で感染症が増加傾向（注意報レベル）、院内で患者や職員が散発的に感染発生	地域で感染症が急速に拡大、警報レベル、同じ病棟内で患者や職員合わせて感染者が2名以上発生	院内アウトブレイク、複数病棟で感染者それぞれ2名以上発生、行政から要請・助言
面会	通常どおり面会可能	原則として通常どおり。重症患者などは個別に調整。	面会人数：1名 面会時間：15分	原則として荷物の受け渡しのみ
対応	マスクは患者に接する場合のみ	マスク着用必須	マスク着用必須 感染者病室への面会禁止又は該当病棟への面会禁止	マスク着用必須 全病棟面会禁止

※地域の流行状況は、「宮城県感染症発生動向調査」などを参考とする。

（インフルエンザの場合 注意報：報告10人 警報 b v：30人）

※レベル2・3でも、終末期、急変時、病状説明、意思決定支援、退院支援など、必要な面会は個別に調整する。

（禁止事項）

第12条 面会中は次の行為を禁止とする。

（1） 病室内での面会者自身の飲食を禁止とする。（患者へ差し入れる食品・飲料の受け渡しは病棟スタッフに申し出ること）

（2） 他の患者への迷惑行為を禁止とする。（大声、勧誘、長時間の通路滞在等）

（3） 患者の同意を得ていない写真・動画撮影及び院内施設・スタッフの撮影を禁止とする。

（4） 病院職員の指示に従わない行為を行った場合には、即時、退去とし、その後も同様の措置とする。

なお、状況によっては警察に通報する。

（面会制限）

第13条 次の場合には面会を制限することがある。ただし、制限は感染状況や医療上の必要性に応じた必要最小限の範囲に止めるものとし、その際には、患者・家族等へは丁寧な説明を行うものとする。

- （１） 病室内又は病棟内で感染症の集団発生（アウトブレイク）が認められた場合
- （２） 病状等により、主治医が医療上、面会が適当でないと判断した場合

2 面会制限を実施した場合には、感染状況の改善に応じて速やかに制限の解除を検討し、解除の可否については感染対策委員会等が週1回以上評価するものとする。なお、やむを得ない事情により委員会の開催が困難な場合は、感染管理担当者（感染対策担当医・感染管理看護師等）による判断をもって代替することができることとし、制限の解除が決定した場合には、患者及び家族等に速やかに周知する。

3 本条に基づく面会制限中であっても、第14条第2項に定める終末期患者への面会は原則として制限しない。

（特例面会）

第14条 次の場合には、第3条に定める面会時間外においても面会を認めることがある。

- （１） 主治医による病状説明が必要な場合
- （２） 重症患者・集中的なケアが必要な患者の場合
- （３） 主治医が終末期と判断した患者の場合
- （４） その他、主治医又は病棟師長が面会を必要と判断した場合

2 主治医が終末期と判断した患者については、面会人数・時間・面会制限（第13条）を原則として適用しない。

（感染症流行時等の対応）

第15条 院内又は地域において感染症の流行が認められた場合には、患者の安全確保及び院内感染防止の観点から、感染対策委員会等の判断により次の措置を講じることができる。

- （１） 面会人数の制限
- （２） 面会時間の短縮
- （３） 面会場所の制限
- （４） 面会の一時中止

2 これらの措置を講じる場合は、その内容・期間・理由を患者及び家族等に対して速やかに周知するとともに、当該措置は感染状況の改善に応じて最小限の期間に止め、定期的に継続の必要性を評価するものとする。

（規程の周知・掲示）

第16条 本規程は、患者及び家族等に対して十分に周知されるよう、次の方法により周知を図るものとする。

- （１） 病棟等の見やすい場所への掲示
- （２） 入院時に患者又は家族へ書面での説明
- （３） 病院ホームページへの掲載

（規程の見直し）

第17条 本規程は、感染症の流行状況、病院運営の状況、診療報酬改定の内容及び地域情勢の変化等を踏まえ、少なくとも年1回以上、定期的に見直しを行うものとし、その結果変更があった場合には患者又は家族等へ速やかに周知する。

附則 この規程は令和8年 6月1日から施行する。

附則 この規程は令和8年1 1月1日から施行する。